

## 10月企画運営委員会次第

日 時 平成25年10月24日(木)14:30～

場 所 県社会福祉会館 2階 第1会議室

- 1 理事長挨拶
- 2 議事録署名人の選任について
- 3 議題
  - (1)平成26年度当初予算編成について
  - (2)保育園利用者相談室研修会の開催について
  - (3)県営水道減免見直し意見書について
  - (4)その他
- 4 報告事項
  - (1) 全保協情報                      全保協ニュース No13-5,6,7
  - (2) 部会からの報告
  - (3) 地域からの報告
  - (4) その他

※12月企画運営委員会(予定)

平成25年12月6日(金)14:30～ 県社会福祉会館2階第1会議室

(案)

平成25年度第2回保育園利用者相談室研修会開催要領

1 目的 保育園利用者からの意見・要望・苦情等に的確に対応するノウハウを蓄積して、保育園に対する利用者の信頼度を高めていくとともに、保育サービスの質の一層の向上を図ることを目的として、研修会を開催します。

2 開催日時 平成25年12月16日(月)  
13時15分から16時30分まで

3 会場 「万国橋会議センター401・402会議室」(4階)  
横浜市中区海岸通4-23 Tel 045-212-1034  
・みなとみらい線「馬車道」駅6番出口から徒歩4分  
・JR・市営地下鉄「関内」「桜木町」駅から徒歩10分

4 研修内容及び助言者

(1) 研修内容 保育所で発生した保護者からの複数の相談・苦情事例をテーマに、参加者それぞれが原因や改善策を考え、グループ討議を踏まえて、その成果を発表する。  
その発表内容について、第三者委員の先生が指導・助言を行う。

(2) 助言者 第三者委員

小林 育子 先生	元田園調布学園大学副学長
草光 純二 先生	社会福祉法人幸保園理事長
祖父江照男 先生	神奈川県民生委員児童委員協議会理事
宮田 丈乃 先生	神奈川県保育会副理事長
小川 晃 先生	社会福祉法人松林保育園理事長

(3) タイムスケジュール(予定)

12:45 受付  
13:15 主催者挨拶、オリエンテーション  
13:30 開会・グループ討議  
15:00 休憩  
15:10 グループ発表  
16:00 総評とまとめ

16:30 閉会

5 対象及び参加費、定員

(1) 対象

- 相談室会員保育所の園長等管理者及び保育士等……参加費は無料
- 相談室会員でない保育所の園長等管理者及び保育士等……参加費は有料  
(1人につき3,000円を徴収いたします。)

・参加費は当日持参か振込(替)でお願いいたします。

<銀行振込> 横浜銀行 横浜駅前支店 普通預金 6016262

一般社団法人 神奈川県保育会

理事長 萩原 敬三(はぎわら けいぞう)

<郵便振替> 00260-2-68336 一般社団法人 神奈川県保育会

(2) 定員 120名程度

- 6 申込方法 平成25年12月6日(金)までに別紙申込書により、Fax(045-311-1837)にてお申し込みください。

神奈川県保育会事務局 行き

Fax045-311-1837

### 相談室研修会参加申込書(25.12.16)

保育園名 \_\_\_\_\_

Tel \_\_\_\_\_

参加者職名・氏名

職 名	氏 名

相談室会員でない保育会会員が参加する場合の参加費支払い方法

(いずれかに☑をつけてください。)

当日持参

銀行振込又は郵便振替

# 要 望 書

平成 25 年 10 月 日

一般社団法人神奈川県保育会

神奈川県企業庁長 古谷幸治殿

一般社団法人神奈川県保育会

理事長 萩原敬三

### 県営水道の減免見直しについての要望書

- 県営水道料金の民間保育所減免は平成5年から適用されてきた。
- 従来から保育所においては、児童福祉施設最低基準の改正とともにトイレの増設などを余儀なくされ水道使用量が増大してきたところである。

児童の衛生面からみても水道の適切な使用は必須の要件であり、水道料金の減免は民間保育所の運営に大いに寄与してきた。

- 民間保育所の経営は一定の基準による国・県・市町村からの運営費収入によって成り立っている。

特に光熱水費は運営費の中の事業費に積算されているが、運営費補助上の金額は昔から一定であり、仮に水道料金の値上げがあっても運営費の基準が改正されない限り反映することがなく、

あわせて値上げ分を利用者から徴収する仕組みにはなっていない。

- 良質な人材確保のための人件費の確保や、昨今の円安に伴う燃料費や食材の高騰、今後実施される消費税の引き上げなど経営環境は厳しさを増している。
- こうした中で水道料金の減免の見直しが行われることは民間保育所経営にとって大変な打撃となり、水道の使用抑制による衛生面の確保が危惧される事態ともなりかねない。
- 水道管の更新や耐震対策として財源が必要であることは一定程度は理解するが、民間保育所に対する県営水道の減免の継続を強く要望する。

## 平成 25 年度「保育の日前夜祭」進行総括表

25. 12. 6(金)午後 5:30~8:00

横浜ベイシェラトンホテル 4 階「浜風」

時刻	内 容	備 考
4:30	準備・会場点検	
5:00	受付開始・胸花 ・プログラム ・会費徴収	
5:30 (5分)	開 会 (司会 岩澤総務委員長) 開会のことば 宮田副理事長 主催者あいさつ 萩原理事長	
5:35 (15分)	花束贈呈 県保育賞 萩原理事長 (保育賞受賞者 1分間スピーチ) 褒章・叙勲 萩原理事長 厚生労働大臣表彰 萩原理事長 神奈川県民功労者表彰 萩原理事長	(一昨年から実施…今回どうしましょうか?)
5:50 (20分)	来賓祝辞 (1)神奈川県県民企業常任委員会 塩坂委員長 (2)神奈川県児童福祉審議会 松田委員長 (3)神奈川県社会福祉協議会 鈴木理事 (4)神奈川県社会福祉婦人懇話会 阿部会長 (5)神奈川県ゆりの会会長 相馬会長 来賓紹介(あれば祝電披露) 岩澤総務委員長	※県議会等の状況により、到着が遅れた場合には、2回に分けて行う予定です。
6:10 (35分)	(司会 武藤総務副委員長) アトラクション出演者紹介 武藤総務副委員長 アトラクション 今村雅彦氏 花束贈呈—出演者退場 宮田副理事長	
6:45 (75分)	乾杯 富田相談役  会食・懇談	
8:00	閉会のことば 宮田副理事長 閉会	(最大延長 8:15 まで)

※参加者数

受 賞 者	来 賓	一 般 参 加	合 計
名	名	名	名



全保協「保育活動専門員」 認証制度対象研修  
平成 25 年度 保育士の専門性を高める研修会開催要綱

～保育における家族支援の基礎知識～

1 趣 旨

保育士の資格が国家資格となり、専門職として位置づけられた保育士は、常に必要な専門知識や技術などを吸収し、その専門性を高めていかなければなりません。

特に近年、親の孤立感や育児不安が指摘され、子どもへの保育だけでは対応できない難しいケースが増えてきています。その様な現状を踏まえ、保育士には家族全体を対象と捉え、関係機関や地域と連携しながら適切な支援を行う力が必要となっています。

そこでこの研修会では、これからの保育士に求められる専門性や倫理についての理解を深めるとともに、これからの保育士にとって必要な基礎知識となる家族支援の倫理と実践について学びます。

2 主 催

関東ブロック保育協議会／関東ブロック保育士会

3 共 催

長野県保育園連盟

4 後 援

社会福祉法人 全国社会福祉協議会・全国保育協議会・全国保育士会／  
茨城県保育協議会／栃木県保育協議会／群馬県保育協議会／埼玉県保育協議会／千葉県保育協議会／千葉市保育協議会／東京都社会福祉協議会保育部会／神奈川県保育会／横浜市社会福祉協議会保育福祉部会／川崎市社会福祉協議会／新潟県保育連盟／山梨県保育協議会／静岡県保育所連合会／相模原市保育連絡協議会

5 期 日

平成 26 年 2 月 26 日（水）、27 日（木）

6 会 場

ホテル・メトロポリタン長野

〒380-0824 長野県長野市南石堂町1346 (JR 長野駅善光寺口左隣接)

TEL 026-291-7000(代)

7 参加対象

保育士として5年以上の実務経験を有している方

8 定員（先着順）

150名

9 参加費

10,000円

10 受講認定書

全課程修了者（5単位）には、関東ブロック会長名において受講認定書（100ポイント）を発行します。（※途中退席、未履修単位がある場合等はお渡しできません。予め御了承ください。）

1 1 プログラム

【2月26日(水)】 (受付12時30分～)

時間・プログラム	趣旨等
13:00～13:10 開講式	開催の趣旨等を説明
13:10～14:40 講義Ⅰ「保育所をめぐる動向と保育士に求められる専門性と倫理」 講師：柏女 霊峰 氏 (淑徳大学教授)	保育士に求められる価値、役割について学ぶ。
14:55～16:25 講義Ⅱ「社会福祉援助技術～保育ソーシャルワークの基本的な考え方～」 講師：金子 恵美 氏 (日本社会事業大学准教授)	保育士にも求められるようになったソーシャルワークの知識・技術を体系的に理解する。
16:40～18:10 講義Ⅲ「保育所における家族援助の展開(1)」 講師：金子 恵美 氏 (日本社会事業大学准教授)	保育所保育指針に位置づけられた保護者支援に、実際にどのように取り組むか。保育課程と密接に関連した家庭支援計画の作成や、説明責任・苦情解決など社会的責任を果たすために必要とされる家庭援助の方法について具体的に学ぶ。

【2月27日(木)】

9:00～10:30 講義Ⅳ「保育所における家族援助の展開(2)」 講師：金子 恵美 氏 (日本社会事業大学准教授)	保育所保育指針に明記されている地域交流の展開過程や、特別な支援を要する子どもと家庭に対応するための関係機関と連携した問題解決方策について学ぶ。
10:45～12:15 演習Ⅰ「保育所における家族援助の実際(1)」 講師：金子 恵美 氏 (日本社会事業大学准教授)	ロールプレイを通して保育所における個別の相談援助技術を理解する。
13:00～14:30 演習Ⅱ「保育所における家族援助の実際(2)」 講師：金子 恵美 氏 (日本社会事業大学准教授)	事例検討を通して園や地域の関係者がチームとして協働して行う家族援助の展開過程を理解する。
14:45～16:15 演習Ⅲ「保育所における家族援助の実際(3)」 講師：金子 恵美 氏 (日本社会事業大学准教授)	アセスメントの具体的方法や問題別の対応方法について理解する。
16:15～16:25 閉講式・受講証明書授与	

## 1.2 事前課題（受講決定者のみ行う）

- (1) 「増補・保育所における家庭支援」(全国社会福祉協議会出版部受注センター tel 049-257-1080)の演習に関する部分を事前にお読みください。
- (2) 参加者は、日常の実践での保護者との関わりにおいて、課題だと感じているケースの概要を上記テキスト（第4章 資質向上のための演習，第4節 記録・アセスメントシート）を参考に、別紙事例記入用紙にまとめ、これを10枚コピーし、研修会に持参してください。

＊事例は匿名化してください。あなたの名前は書かずに、自分の用紙だとわかるようなマーク（文字でもイラストでも結構です）を一番下に記載してください。記載した用紙は、コピー時・お持ちになる際等、他者の目にふれないよう注意してください。用紙は演習時に使用しグループ内メンバーに配布し、演習終了後、主催者にて回収・破棄します。）

## 1.3 参考図書

本研修会受講にあたり、以下の書籍を事前に通読することをお奨めします。

### (1) 倫理綱領の理解

- ① 『改訂版・全国保育士会倫理綱領ガイドブック』（全社協／全国保育士会編）

### (2) 家庭援助の理解

- ② 『改訂4版・保育士養成講座 第11巻・家族援助論』（全社協）
- ③ 『子育て支援と保育者の役割』（フレーベル館／柏女霊峰著）
- ④ 『家族援助論』（ミネルヴァ書房／柏女霊峰、山縣文治編書）
- ⑤ 『家族援助論～子育てを支える社会構築』（同文書院／名倉啓太郎監修）
- ⑥ 『家族援助を問い直す』（同文書院／岸井勇雄ほか監修）
- ⑦ 『保育士養成テキスト3 児童福祉』（ミネルヴァ書房／山野則子、金子恵美編著）
- ⑧ 『新保育士養成講座 第10巻・家庭支援論/家庭支援と保育相談支援』（全社協／新保育士養成講座編集委員会編）
- ⑨ 『保育相談支援』（建帛社／大嶋恭二、金子恵美編著）
- ⑩ 『相談援助』（建帛社／大嶋恭二、金子恵美編著）

### (3) 社会福祉援助技術の理解

- ⑪ 『社会福祉援助技術論』（学文社／岡本民夫ほか編）
- ⑫ 『社会福祉援助技術』（ミネルヴァ書房／小林育子、大嶋恭二、神里博武著）

※ 上記の書籍の注文にあたっては、12(1)、13①②⑧は、「全国社会福祉協議会出版部受注センター」(tel 049-257-1080)に、その他は「トルル」(tel 042-392-5304)にご連絡ください(ただし、12(1)、13①②⑧も「トルル」で入手可能)。

1 4 参加申込方法：

- ①参加を希望される方は、別添の「参加申込書」にご記入の上、（株）JTB 中部長野支店宛 直接、郵送または FAX にて 1 月 1 0 日（金）までにお申込ください。

【申込先】

（株）JTB 中部長野支店 ※営業時間 平日：10：00～18：00〔土日祝祭日定休〕  
「平成25年度 保育士の専門性を高める研修会」係宛 担当：左治木・西浦  
〒380-0823 長野県長野市南千歳 1-12-7  
TEL 026-227-2511 FAX 026-227-9755

- ②お申しいただいた方には申込締め切り日以降に、（株）JTB 中部長野支店より参加券・宿泊のご案内・請求書等を1月下旬を目安にお送りいたします。代金は請求書に記載されている口座にお振込ください。**※お振込の際の手数料は各自御負担ください。**
- ③参加費の領収証を希望される方は、研修会当日、受付までお申し出ください。  
入金を確認の上、領収書をお渡しします。
- ④申込締切後に研修会参加を取消された場合、参加費の返金はいたしません。研修会終了後、資料を1部送付させていただきます。
- ⑤先着順の受付とし、定員になり次第締め切ります。
- ⑥本研修会においては、「参加申込書」に記載された個人情報、本研修会運営管理の目的のみ利用させていただきます。なお、当日、全参加者に配付する研修会資料の中で掲載する参加者名簿に、参加者の「氏名・都県市名・勤務先・役職名・参加グループ名」を記載いたします。

1 5 宿泊の斡旋

- ①宿泊をご希望の方は「参加申込書」の宿泊申込の欄に必要事項をご記入ください。
- ②申込多数の場合には先着順にて決定させていただきますので、予めご了承ください。
- ③ホテルおよび料金（1名様当りの料金：1泊朝食付き、税・サービス料込）は下記のとおりです。

※下記料金には、参加費10,000円は含まれておりません。

ホテル名	客室タイプ	料金	住所・交通案内
ホテルサンルート長野	シングル	8,300円	長野市末広町 1356 TEL:026-228-2222 JR長野駅から徒歩2分 自家用車駐車料金1泊@1,000円

<b>長野第一ホテル</b>	シングル	8, 300円	長野市南千歳 1-16-2 TEL:026-228-1211 JR 長野駅から徒歩2分 自家用車駐車料金 1泊@525円
----------------	------	---------	---

④宿泊の変更取消について

お申込後の変更・取消は早めにご連絡ください。なお、宿泊の取消につきましては、下記のとおり取消料を申し受けます。

取消日	15日前まで	14日～8日前 まで	7～2日前 まで	前日まで	当日
取消料	無料	10%	30%	50%	100%

16 お弁当について

①2月27日(木) 昼食時にお弁当の手配を承ります。

代金：1個1,000円(税込)

②お申込ご希望の方は「参加申込書」の弁当申込の欄に必要事項をご記入ください。

③お弁当をお召し上がり頂く場所は会場内にてご用意いたします。

④弁当の変更取消について

お申込後の変更・取消は早めにご連絡ください。なお、弁当の取消につきましては、下記のとおり取消料を申し受けます。

取消日	2日前まで	前日18:00 まで	当日
取消料	無料	50%	100%

**申込先・お問い合わせ先**

[参加申込書の送付先・宿泊弁当に関するお問い合わせ先]

(株)JTB 中部長野支店 ※営業時間 平日：10:00～18:00 [土日祝祭日定休]

「平成25年度 保育士の専門性を高める研修会」係 担当：左治木・西浦

〒380-0823 長野県長野市南千歳 1-12-7

TEL 026-227-2511

FAX 026-227-9755

[研修会の運営等に関するお問い合わせ]

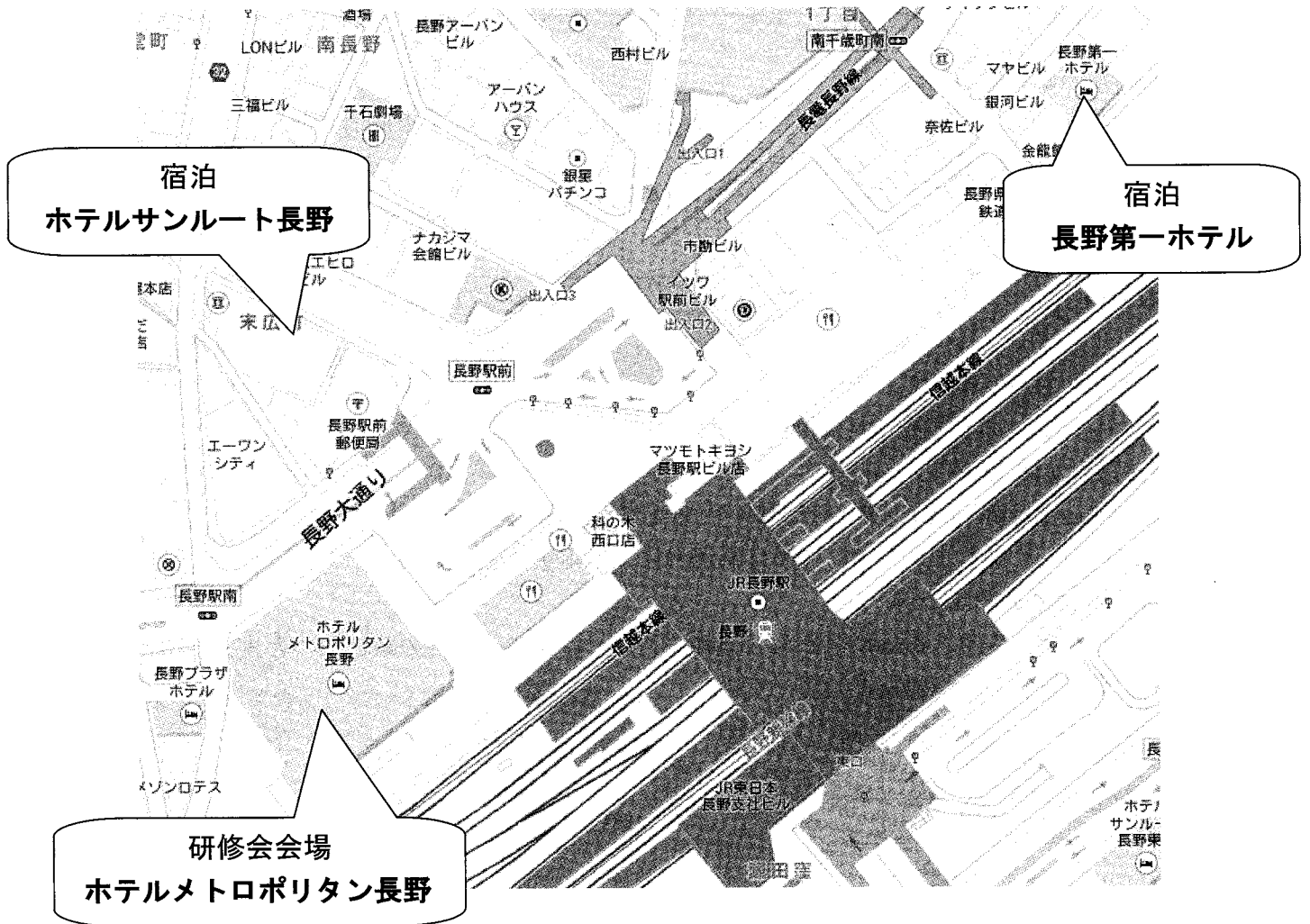
長野県保育園連盟 事務局 担当 太田・小松

〒住所 長野市若里7-1-7 長野県社会福祉総合センター内

TEL 026-228-4415

FAX 026-228-9443

## 会場・ホテル案内図



研修会会場     ホテルメトロポリタン長野  
 長野市南石堂町1346     TEL 026-291-7000

宿泊ホテル     ホテルサンルート長野  
 長野市末広町1356     TEL 026-228-2222

長野第一ホテル  
 長野市南千歳1-16-2     TEL 026-228-1211

## 平成25年度 保育士の専門性を高める研修会参加申込書

受講希望の方は1月10日（金）までに(株)JTB 中部長野支店宛に、郵送またはFAXにてお申込みください。（定員になり次第、締め切ります）

※申込用紙はお一人様1枚ご記入願います。用紙が足りない場合はコピーしてご利用下さい。

申込日 月 日

都道府県・指定都市名		施設名	(○印をつけてください) 公立・私立・公設民営			
フリガナ			性別	男・女	保育士としての経験年数 〔本年10月現在〕	年 月
参加者氏名			年齢	歳	職名	
施設所在地 (参加券等の郵送先になります)	〒					
	TEL			FAX		

### 【宿泊申込】

宿泊ホテル	宿泊日（泊数）	いずれかに○印をお付けください
ホテルサンルート長野 シングル：8,300円 (朝食付・税・サービス料込)	2月26日より (1泊)	希望する・希望しない
長野第一ホテル シングル：8,300円 (朝食付・税・サービス料込)		希望する・希望しない

### 【弁当申込】

弁当	手配日	いずれかに○印をお付けください
弁当 1個 1,000円 (税込)	2月27日	希望する・希望しない

通信欄：何かご要望等ございましたら、ご記入下さい。

※先着順に宿泊申込を受付させていただきますが、ご宿泊ホテルが満室の場合は他のホテルをご案内させていただく場合がありますので、あらかじめご了承ください。

### 【申込先】

(株)JTB 中部長野支店 ※営業時間 平日：10:00～18:00〔土日祝祭日定休〕

「平成25年度 保育士の専門性を高める研修会」係宛 担当：左治木・西浦

〒380-0823 長野市南千歳 1-12-7

TEL 026-227-2511

FAX 026-227-9755

## ケース検討の記録

### No. 1 検討の概要

事例タイトル	
事例の概要	
検討の目的 (あなたが心配 なこと・困って いること・考え たいこと等)	

### No. 2 子どもと家庭の概略

②家庭の概略 (家族構成 人間関係等)	家族関係図 (ジェノグラム) & 社会資源関係図 (エコマップ) などを用いて
---------------------------	---

mark





健やか親子 21

# 平成25年度母子保健指導者研修会

主催 神奈川県小児保健協会

共催 横浜市・川崎市 後援 日本小児保健協会

## 発達障害児への効果的支援のあり方

～就学前の支援をどう学校生活につなげるか～

日時

平成25年11月29日(金)  
午後1時30分～4時30分  
(受付は、午後12時45分から)

会場

横浜情報文化センター  
6・7階 情文ホール

横浜市中区日本大通11番地

みなとみらい線「日本大通り駅」3番出口 徒歩0分

JR「関内駅」南口 徒歩10分

プログラム

シンポジウム

座長 リソースセンターone

臨床発達心理士 上原 芳枝 氏

発達に障害があるために、問題行動が生じたり、集団生活になじめない子どもたち…。就学はどうつなげたらよいのか？

昨年度は参加希望者が多く、お断りする事態となってしまいました。また、各分野の取り組みをもっと聞きたいというご意見もいただきました。そこで、上原芳枝先生を座長に、今年度は学校教育現場からのシンポジストを加え、更に贅沢なアンコール研修会を企画しました。ぜひご参加ください。

シンポジスト ◇保育現場から：藤沢市立藤沢保育園長 岩澤 佳代子 氏  
◇療育から：横浜市東部地域療育センター地域支援課長 大野 伸之 氏  
◇教育現場から：横浜市立中村小学校  
児童支援専任・特別支援教育支援コーディネーター 西村 岡太郎 氏

定員：200人（先着順受付）

対象：母子保健や教育に従事している方

資料代：500円

申込みは FAX：045-721-3591へ

平成25年11月22日までに

<問い合わせ先>

神奈川県小児保健協会事務局 猿田・園田

TEL：045-711-2351

神奈川県立こども医療センター

母子保健局内

- 裏面FAX送信票に、お名前、職種、所属、連絡先を明記のうえ、お申込みください。
- 定員を超えた場合のみ、事務局から連絡します。※直前の申込みは、電話でご相談ください。

【 FAX 送信票 】 FAX 045-721-3591

神奈川県小児保健協会事務局

神奈川県立こども医療センター 母子保健局 猿田 宛

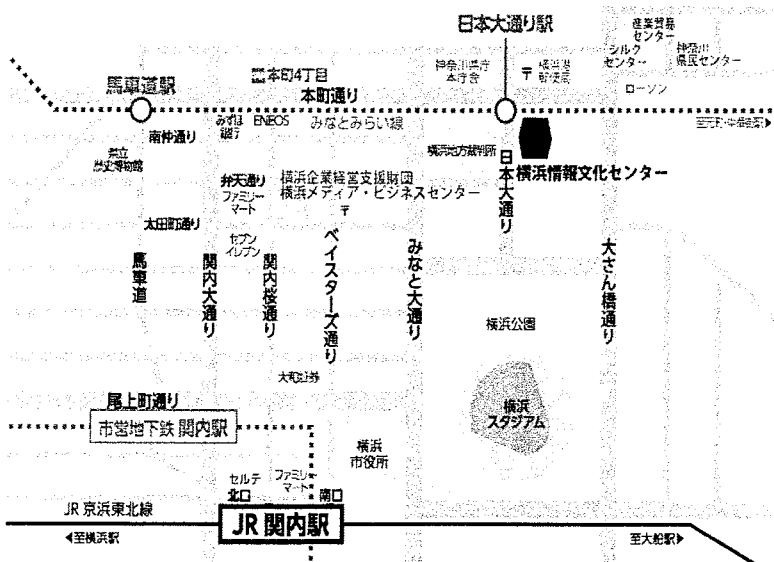
### 平成 25 年度 神奈川県母子保健指導者研修会 参加申込書

氏名	職種	所属名

◎講師の先生方にご質問ご希望等ございましたらご記入ください。

( )

申込者 所属名: \_\_\_\_\_  
連絡先: \_\_\_\_\_  
担当者名: \_\_\_\_\_



- みなとみらい線 「日本大通り駅」 3 番出口 徒歩 0 分
- JR 「関内駅」 南口 徒歩 10 分
- 横浜市営地下鉄 「関内駅」 1 番出口 徒歩 10 分

# 「発達障害」の支援について

～本人・家族・支援者、それぞれの思いを聴く～

「発達障害」といっても、その本人・家族が抱える課題や葛藤はさまざまです。発達障害とは？本人・家族が感じている、また感じていた葛藤等をそれぞれの立場からお話しいたします。

子どもを囲む保健・医療・教育・福祉等関係者が、子どもと保護者に寄り添い、あたたかいサポートの輪を作りましょう。

日時：11月21日(木)

時間：10:00～11:45 (受付9:30～)

場所：川崎市産業振興会館 第3研修室

(川崎駅西口徒歩8分)

※地図裏面

対象：母子保健に従事している専門職等

(医師、保健師、看護師、幼稚園教諭、保育所の保育士等)

発達に心配のあるお子さんの保護者

関心のある一般の方 ※保育はありません

定員：90名(先着順)

内容：「発達障害」の支援について

～本人・家族・支援者の思いを聴く～

●支援者の立場から

ケースワーカー

阿佐野 智昭さん(川崎市発達相談支援センター)

●ご本人の立場から

●保護者の立場から

申し込み先：川崎市市民・こども局こども本部こども家庭課

Fax：044-200-3638

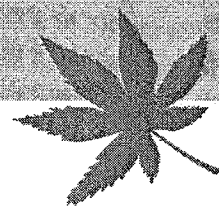
※裏面 FAX 送信票に、お名前、職種、所属、連絡先を記入の上、11月19日(火)までにお申し込み下さい

※当日の御参加も可能ですが、定員に達している場合は、ご遠慮いただく場合がありますのでご了承下さい。

お問い合わせ

川崎市市民・こども局こども本部こども家庭課

Tel：044-200-2450



【 FAX 送信票 】 FAX 044-200-3638

川崎市市民・子ども局子ども本部子ども家庭課母子保健係 宛

### 平成25年度 神奈川県地域母子保健指導者研修会 参加申込書

御芳名	区分	御所属 (母子保健等従事者の方) お住まいの市区町村名 (一般の方)
	一般・母子保健等従事者	
	一般・母子保健等従事者	
	一般・母子保健等従事者	

◎講師の先生方にご質問ご希望等が、ございましたらご記入ください。

( )

参加者御連絡先 連絡先: \_\_\_\_\_

※他の用途には用いません。

御芳名: \_\_\_\_\_



1. JR川崎駅改札を出て左(西口)へ歩くと正面に『LAZONA川崎プラザ』の入口があります

2. その手前の『バス乗り場 81~87』を右に曲がります

3. 階段・エスカレーターを下り、横断歩道を渡って、道沿い、東京方面にまっすぐ600m程、お進みください。

川崎市産業振興会館の9階です。

# 全保協ニュース

〔協議員情報〕

全 国 保 育 協 議 会

TEL 03-3581-6503 FAX 03-3581-6509

ホームページアドレス [ <http://www.zenhokyo.gr.jp> ]

## —今号の目次—

- ・国の「子ども・子育て会議」(第6回)が開催～保育の必要性の認定、確認制度について、引き続き意見が交わされる～…………… 1
- ・国の「子ども・子育て会議基準検討部会」(第4回)が開催～小規模保育事業各種基準が提案どおり了承される～…………… 7
- ・平成26年度予算概算要求が示される…………… 13
- ・社会保障制度改革「プログラム法案」骨子が閣議決定される…………… 14
- ・「児童虐待と向き合う地域社会をめざして」をテーマに、子ども・子育て全国フォーラムを開催!～平成25年10月22日(火)全社協・灘尾ホールにおいて～…………… 15

## ◆国の「子ども・子育て会議」(第6回)が開催◆

～保育の必要性の認定、確認制度について、引き続き意見が交わされる～

去る9月13日、第6回の「子ども・子育て会議」が開催され、これまで議論を重ねている、(1) 保育の必要性の認定について、(2) 確認制度について、引き続き意見が交わされました。

### 1. 保育の必要性認定について

(1) 事由については、前回までの議論をふまえ、これまでの「保育に欠ける事由」に、次の5つの事項を加えた「案」が示されました。

- ① 同居の親族その他の者が保育可能な場合、優先度の調整が可能

- ② 求職活動（起業準備含む）が追加
- ③ 就学（職業訓練校含む）が追加
- ④ 虐待やDVの恐れのあることが追加
- ⑤ 育休取得時、すでに保育利用の子どもがいて、継続利用が必要であることが追加

〔委員からの主な意見〕

- 夜間就労も視野に入れた検討が必要である。
- 第1子の保育所利用継続（既利用施設の継続利用）への配慮の必要がある。その際、子どもの社会関係の断絶の回避への視点が必要である。
- 育休中の一旦退所後の優先利用への現実的運用への不安がある。
- 求職活動中の認定に関し、その期間や必要書類等の基準設定が必要。
- 就学後に訪れる就職活動の期間も保育利用を担保することが必要。
- 認定する就学形態の詳細整理が必要。

(2) 区分、保育必要量における、長時間・短時間の区分は次の観点から整理されました。

① 文言を整理

これまで		これから
保育の「長時間（利用）」	⇒	「保育標準（利用）」
保育の「短時間（利用）」		「保育短時間（利用）」
「教育標準時間認定（標準時間（利用）」		「教育標準時間（利用）」

- ② 両親ともにフルタイム就労の場合、保育標準利用を基本とし、開所時間（11時間）が利用可能な時間帯として概ね保障することを基本とする。
- ③ 就労以外の事由においても、保育標準時間、保育短時間の区分を設ける。
- ④ 妊娠・出産、災害復旧、虐待やDVについては、区分を設けない。

全保協から委員として会議に参加している佐藤秀樹副会長からは、提出した意見書の他、以下の内容の意見を述べました。

- 保育標準時間として、保育時間＋開所時間相当分を利用できる時間（11時間）の考えに賛成である。
  - 保育短時間については、8時間の保育時間を利用できる、と理解できるのか。
  - 教育標準時間については、一日の教育標準時間（4時間）＋開所時間相当分を利用できる（5.5～6時間）という理解で良いのか。
- ⇒質問内容については、厚労省橋本課長より、確認された認識で相違ないとの返答がありました。

〔委員からの主な意見〕

- 子どもたちが11時間保育所で過ごすことは望ましいことではないため、保

育標準時間の利用時間は8時間と記載することを望む。

- 1号認定の利用時間は6時間が妥当であり、4時間と設定するのであれば、残り2時間の保育にあたって保育認定もするべきであり、2号認定にも教育標準時間認定がされるべき。
- 保育時間の下限の設定にあたっては、現行の状態から算出された48時間や64時間からの設定ではなく、「極めて短時間の就労時間」から導き出すべき。

(3) 優先利用については、その対象となる「案」が次のように示されました。

- ① 調整指数上の優先度を高める仕組みを基本とする。
- ② 社会的養護が必要な場合は、児童福祉制度の措置制度も併せて活用する。
- ③ その他の対象事項（例示）は以下の通り。

ひとり親家庭、生活保護世帯、生計中心者の失業により就労の必要性が高い場合、子どもが障害を有する場合、育児休業明け、兄弟姉妹（多胎児含む）が同一の保育所の利用を希望する場合、小規模保育事業の卒園児童、その他市町村が認める事由。

〔委員からの主な意見〕

- 障害児について、療育機関で療育を続けながらも、健康な子どもたちとの場で生活できるよう、教育・保育給付の中で障害児も受け止められる制度設計が必要。
- 障害児については、保育所の人員配置に配慮した枠の整理が必要。
- 障害児の優先利用は、本人だけでなく、周りの子どもたちにとって、多様な人と共に生きる社会を学ぶ貴重な経験となる。
- 高所得者には、児童手当に通じる所得制限を設けるべきである。
- 生活保護の受給を避ける場合があるため、受給者のみではなく、低所得者と対象を広げることが必要。

(4) 認定方法については、これまでの議論から「有効期間＝3年」を基本とし、認定にかかる詳細「案」が次のように整理されました。

- ① 満3歳以上⇒保育認定は小学校就学前までとする。
- ② 満3歳未満⇒保育認定は満3歳の誕生日までとする。
- ③ 認定期間中であっても、認定事由に該当しなくなった場合はその時点までとする。
- ④ 求職活動については、失業給付（基本手当）の90日をベースに検討。
- ⑤ 現況届は1年に1回を基本に求める。
- ⑥ 利用者負担額は認定証に記載しない。

(5) 利用調整における 利用手順および利用調整のイメージが提示されました。

- ① 当分の間、市町村が利用の調整を行う。

- ② 認定こども園・公立保育所・地域型保育は、施設・事業者と利用者間の契約とする。
- ③ 私立保育所は市町村と利用者間の契約とし、保育料の徴収は市町村が行う。
- ④ 利用調整にあたっては、①施設・事業所 ②希望順位 ③申請者の指数（ポイント）をかけあわせて各施設・事業所の入所順位を算出し、申請者への通知、利用手続きとなる。
- ⑤ 第1希望の施設ごとに申込者を取りまとめ、指数が高い順に決定する。

## 2. 確認制度について

(1) 利用定員については、これまでの議論をふまえ、利用定員の設定について以下の対応案が示されました。

- ① 施設型給付・委託費の対象施設のうち、保育所と認定こども園の利用定員は20人以上とする。幼稚園については最低利用定員を設けない。
- ② 子どもの年齢との関係を以下2つの方向性で今後さらに議論する。
  - ア) 年度途中の入れ替わりへの柔軟な対応、および計画の「量の見込み」等の区分との整合性確保のため、1号・2号・3号とも配置基準上の年齢区分（0歳／1・2歳／3歳／4・5歳）に定員を設定する（もしくは1号には設定しない）。
  - イ) 職員配置基準を踏まえた設定、および地域型保育事業から教育・保育施設へ移る利用者にとって3歳児の定員の明示が望ましいことから、3歳児に係る利用定員は4・5歳と区分するか。
- ③ 保育標準時間、保育短時間の区分をせずに利用定員を設定する（地域の実情に応じて市町村の判断又は事業者の申請により区分することも可能とする）。
- ④ 市町村が設定する確認制度上の利用定員数は、認可定員数の変更をせずとも、実際の施設の利用状況を反映。
- ⑤ 認可定員の上限の範囲内であれば、利用定員を超えて弾力的な受入を可能とする（恒常的に定員を上回っている場合は見直しを行うことが基本）。
- ⑥ 利用定員は、認可定員の範囲内で設定することを基本とする。
- ⑦ 保護者の就労状況に応じた子どもの認定変動にあたっても、利用定員は柔軟な取扱いとすることを基本とする。

全保協の佐藤秀樹副会長は、保育標準時間・保育短時間の区分をせずに利用定員を設定する方向性を支持するとの意見を表明しました。また、他の委員からの意見は、次の趣旨が意見が述べられました。

- 利用定員と認可定員が異なると、利用者にとって分かりにくい。
- 認定こども園に参入する組織が増えるようにすべきである。それにより3号認定がされていない子どもたちにもメリットがいくようになるのではないか。



(2) 情報公表については、これまでの議論を踏まえ、情報公表の具体的項目が以下のように整理されました。

- ① 基本情報と運営情報に分けて記載（詳細は次頁「☆」参照）。
- ② 情報公表制度に照らし合わせ、インターネット等の活用を図るべき。
- ③ 自治体や事業者にとって過度な負担とならないような配慮が必要。
- ④ 公表項目により、事業開始（＝確認）時に公表する／事業開始後定期的に更新するものがある。

〔委員からの主な意見〕

- 事故発生については、発生の有無に加えて、重篤なものが含まれている場合は公表すべき。
- 情報公開は都道府県の役割となっているが、市町村からも情報を得られるようにすべき。
- 各園のホームページに定められた情報を掲載してはどうか。
- 正規／非正規の区分は、常勤／非常勤の区分と同様に考えてはどうか。
- 「定期的に見直し」とはどのくらいのスパンか不明である。
- 情報項目の見直しについては、5年毎に見直しの中であわせて行ってはどうか。その際、保護者による保育所選択に必要な情報がそろっているか、また保育の質が担保される情報がそろっているかという視点を含んではどうか。
- 情報には当事者のみならず、第三者の視点を含めていただきたい。また、目安となる基準を設けることが必要。
- 前年度の施設会計について、全施設において示されるべき。法人の場合は、単独園のみではなく、法人全体の会計も見られるようにすべき。

☆

現行の幼稚園、保育所、認定こども園の情報公表の仕組みやこれまでの議論を踏まえ、情報公表の具体的項目としては、例えば、以下のような内容とすることが考えられるのではないかと。

\*運営基準のあり方に関する検討（基準検討部会）を踏まえ、教育・保育施設、地域型保育事業の類型に応じて、更に検討。

1. 基本情報

(法人) 名称、所在地等連絡先・代表者の氏名等、設立年月日・同一都道府県で運営する教育・保育施設等

(施設) 教育・保育施設の種類（認定こども園（4類型）、幼稚園、保育所）、地域型保育事業の種類（小規模保育、家庭的保育、居宅訪問型保育、事業所内保育）、名称（※1）、所在地等連絡先・事業所番号、施設長の氏名等、認可・認定・確認年月日、連携施設の状況（地域型のみ）、施設設備の状況（居室面積、定員、園舎面積、園庭等の状況）、職員の状況（職種ごとの職員数、免許の有無／専従兼務／常勤非常勤別、勤続年数・経験年数等）（※2）、職員1人当たり子ども数・過去3年間の退職職員数・利用定員、学級数、在籍子ども数、開所時間等・障害児対応

- ※1 認定こども園の場合は、その名称および構成する施設（幼稚園、保育所）の名称
- ※2 これに加えて、正規非正規別を項目に追加するか。

## 2. 運営情報

- ・施設の運営方針 ・教育・保育の内容・特徴 ・選考基準
- ・利用手続 ・利用者に対する事前説明等の状況 ・事故発生時の対応
- ・利用料等に関する事項（実費徴収・上乗せ徴収の有無・理由・その額を含む）
- ・障害児保育・特別支援教育、一時預かり、子育て支援、保護者会等の実施状況
- ・給食の実施状況（アレルギー対応を含む） ・相談、苦情等の対応のための取組の状況
- ・秘密保持のための措置・自己評価等の結果
- ・子ども・子育て支援法第39条第3項・第5項、第51条第2項・第4項、第57条第2項、第4項の規定により公表・公示された旨
- ・その他都道府県が必要と認めた事項

## 【全保協が提出した意見】

平成 25 年 8 月 29 日

### 子ども・子育て会議 論点への意見

社会福祉法人 全国社会福祉協議会  
全国保育協議会 会長 万田 康  
全国保育士会 会長 上村 初美

#### I 保育の必要性の認定について

##### 1. 事由について

###### (1) 同居親族等による保育

「同居親族等による保育」の可否を保育の必要性の認定において考慮するかの検討については、児童の家庭における適切な成育環境の確保という観点から、真に保育が必要とされる利用者の支給認定に反映できるよう配慮がなされる必要があります。

###### (2) その他の事由

就労以外の理由では、第2子・第3子の育休取得時や求職活動についても認めるべきです。市町村の裁量だけではなく、国で一定の事由を定めて、利用の担保をする必要があります。

##### 2. 保育の必要性の区分の取扱いについて

保育量の見込みを考える際には、利用者への支援の必要度合いを把握するうえで、2区分程度は必要です。

フルタイムの就業の場合に必要な保育時間と、「短時間」という区分をするのであれば、短時間労働に就業している場合についても、保育利用に不利益が生じないようにすべきです。両親いずれかが非常勤等の場合でも、利用時間7～8時間が最も多いという実態（平

成 21 年地域児童福祉事業等調査（厚生労働省雇用均等・児童家庭局）を踏まえた保育時間が確保されることが必要です。

なお、下限時間の設定に際しては、併せて「一時預かり事業」との整合を図ることが必要です。

### 3. 「優先利用」について

虐待のおそれのあるケース、配慮を要する子ども、障害児の位置づけは、基本的に受け入れなければならない優先利用の事由とすべきです。

受け入れに際しては、配慮ある対応がなされるような体制整備（配置職員の加配、対応する保育士の育成）と、それを可能とする財政支援の視点を併せもって検討することが必要です。

### 4. 認定方法その他について

保育を利用する保護者の働き方やそれをとりまく環境は、固定的ではなく変化していくことが容易に予想できます。当該状況が変わった際に円滑に保育の利用ができるような、認定の手続きの仕組みの構築が必要です。

## II 確認制度について

### 1. 定員超過の場合の取扱い

市町村計画の供給量を上回る需要があった場合には、現行の保育所で行われている定員弾力化と同様の運用を認めるべきです。その際は、2年間連続して常に利用人員が定員を超えており、かつ、年間平均で定員の120%を超える受け入れを行っている場合、定員の見直しを求める等の取扱いをもって、利用しやすい環境を構築すべきです。

### 2. 保護者の就労状況の変化に対応した1号・2号認定子どもの利用の取扱い

各号における支給認定区分の中途変更は起こることであり、利用方法・利用時間が変更となっても、利用施設の変更はできる限り避けるべきで、特例施設型給付費の支給を受けて継続して同一施設の利用が確保されるべきです。

## ◆国の子ども・子育て会議「基準検討部会」（第4回）が開催◆

～小規模保育事業各種基準が提案どおりに了承される～

去る8月29日、第4回の子ども・子育て会議「基準検討部会」が開催されました。会議の冒頭、森雅子少子化対策担当大臣より、次の内容のあいさつがありました。

○ 7月26日の第5回子ども・子育て会議で基本指針がとりまとめられ、8月6日には自治体向けに説明会が開催され、新制度に向けた準備が進められている。

- 地方版の子ども・子育て会議は、7～8割の自治体で設置されているが、被災地福島県では4割弱にとどまっている。すべての子どもの利益に叶うような制度の実施を望みたい。
- 8月6日、社会保障制度改革国民会議報告書がとりまとめられ、21日には社会保障改革の内容や実施時期を明記した「プログラム法案」骨子が閣議決定。少子化対策に「子ども・子育て支援新制度」の着実な実施などを掲げている。25年3月から開催した「少子化危機突破タスクフォース」の第2期を8月29日から新たに開始する。

本部会では、これまで議論を重ねている、小規模保育事業、幼保連携型認定子ども園の認可基準について、引き続き議論がなされました。

#### 1. 小規模保育事業について

第3回までの協議での意見をふまえ、事務局より各論点への対応方針が提示され、異論なく了承されました。

B型の保育士割合を認可基準上1/2以上とすること、また保育士比率の上昇に公定価格上対応することについて、多くの委員から賛意が示されました。

また、「小規模保育事業が、現行保育所に対する規制緩和につながるものがないように」との委員からの発言に対して、事務局である厚生労働省からは次の内容の回答が示されました。

- 対象年齢が保育所と比べて限られた低年齢層であること
- 人数規模が小さく家庭的保育に類似した事業であること
- 他の保育所等からの支援・連携を必要とする事業であることから、0～5歳を対象とする保育所・認定こども園など地域の子どもの育ちの基幹的機能を担う施設の職員配置基準とは自ずと異なる
- 制度的枠組みが既に確立されたところでの規制緩和の議論と、枠組みがなかったところに新たに制度を立てるときに全体を包摂することでは自ずと性格が違うものと理解している
- これまで制度のなかった領域の受け皿として枠組みを作り、配置保育士割合による運営費の傾斜をつけて質の向上と共にB型からA型への移行も促す
- 小規模保育事業の中で多様な形態を設けることが、保育所の規制緩和に直につながるものとは考えておらず、これまで規制改革の議論のなかにおいても保育所の人員配置基準について緩和をすることは考えていないと縷々申しあげてきており、その方針に変わりはない。

全保協から委員として会議に参画している佐藤秀樹副会長からは、提出した要望書と発言により、以下の趣旨を述べました。

- B・C型で保育士以外には研修を求めるとしているが、どんな類型にあつて

も子どもの育ちが保障されるためには、保育士にも研修が行われることが望ましい。

- 市町村における連携施設の調整には強制力が伴わないとあるが、市町村の認可事業としてきちんと行い、難しい場合には都道府県が重層的に支えていくことが必要。

第4回子ども・子育て会議「基準検討部会」に提示された論点と対応方針は以下のとおり。 ※下線部は第4回で新たに提示された内容。

(1) 職員数・資格要件

論点①：A型、B型の1・2歳児の配置基準

➢ A型、B型の1・2歳児については、現行の保育所、へき地保育所、地方単独事業等からの円滑な移行も念頭に、認可基準上、保育所と同様の配置基準（6：1）とした上で、小規模事業の特性を踏まえ、認可基準上、保育に従事する職員を1人追加配置することを求めることとする。

※小規模保育の管理者の取扱い、事務体制のあり方、保育所分園制度との関係等については、公定価格の体系に関する議論の中で検討する。

論点②：B型の保育士割合

➢ C型、地方単独事業、へき地保育所等からの移行を念頭に、B型の保育士割合については、認可基準上1/2以上とすることを求める。

※B型は「保育所と同じ比率の職員配置数+1名」の1/2以上について保育士であることを求めることとなる。

➢ その上で、保育士比率が上昇した場合（例：3/4となった場合）、公定価格上、段階的に対応していくこととして、保育士比率の上昇を促していく仕組みを検討する。

➢ 離島、へき地における事業であって、3歳以上児を常時受け入れることが想定される場合においては、幼稚園教諭又は小学校教諭で市町村が必要と認める研修を受けた者を、A型・B型における保健師又は看護師と同様の特例（1人まで保育士としてカウント可）に含める。

論点③：B型の保育従事者（保育士以外）

➢ B型の保育従事者、C型の保育者（補助者を含む）に対しては、保育の質の確保の観点から、一定の研修を求めることとする。

➢ その上で、制度施行までの間は、B型の保育従事者及びC型の補助者については現行の家庭的保育者、補助者に対する基礎研修、C型の保育者については、現行の家庭的保育者に対する認定研修で対応することとする。

➢ また、新制度における研修については現行の家庭的保育者・補助者に対する研修の内容も踏まえた上で、

- ・ 小規模保育については、家庭的保育と比較して、より集団的な保育となること、
- ・ 研修対象となる保育従事者の数は現在よりも多くなることが想定されること

・現行の家庭的保育者に対する研修については、市町村単位で行われているものの、事業規模等に応じて、より広範囲な研修実施体制の充実が求められること、等を勘案し、見直していくこととする。その際、従来の家庭的保育者等が引き続き保育に従事できるよう、一定の経過措置を検討する。

#### (2) 設備・面積基準（参酌基準）

論点①：C型についても、屋外遊戯場（庭・付近の代替地で可）を設けることを求めるか  
➢A・B・C型のいずれにおいても、屋外遊戯場の設置を求めた上で（他の公的施設の敷地その他の付近の代替地で可）、面積基準については、2歳児に対し1人当たり3.3㎡以上とする。

#### (3) 給食（自園調理）

論点①：A型・B型について自園調理を原則とするか

論点②：C型について、現行通りで可とするか。又は自園調理等を求めることとするか

➢A・B・C型に共通して、自園調理を基本とする。その際、調理業務の委託については、保育所と同様に可能とする。

➢その上で、連携施設又は近接した同一・系列法人が運営する小規模保育事業、社会福祉施設、病院からの搬入を可能とする。その際、こうした施設等が存在しない離島、へき地においては、学校（給食室）、学校給食センターからの搬入も可能とする。

➢現在自園調理を行っていない事業から移行する場合は、第1期の市町村事業計画の終期である平成31年度末までの間に体制を整える前提で、経過措置を設けることとする。

#### (4) 耐火基準

※国が定める認可保育所の設備基準（4階以上に保育室等を設ける場合に避難用の屋外階段を設置する要件）について、同等の安全性と代替手段を前提として緩和がなされるよう、合理的な程度の避難基準の範囲及び代替手段について、今年度中に検討し結論を得ることとされている。

#### (5) 連携施設

論点：卒園後の受入先として連携施設を位置付けることを可能とするか

<連携施設の設定について>

○ 小規模かつ0～2歳児までの事業である小規模保育事業に関しては、①保育内容の支援及び②卒園後の受け皿の役割を担う連携施設の設定を求める。ただし、離島、へき地等で他に教育・保育施設が存在しないなど、連携施設の設定が著しく困難であると市町村が判断する場合には、この限りでない（特例措置）。

○ その上で、当面は連携施設の確保・設定が困難であり、更なる環境整備が必要と市町村が判断した場合、第1期の市町村事業計画の終期である平成31年度末までの間、市町村は、連携施設の設定を求めないことができる、という取扱いとする（経過措置）。

○ 経過措置の適用に当たっては、市町村においては、①保育内容の支援に関連して、例え

ば、連携可能な施設においてモデル的な取組を開始する、公立施設によるバックアップ体制の整備を行う、保育士等による巡回支援を行うなど、連携施設による保育内容の支援を普及させることに資する措置

②卒園後の受け皿に関連して、3歳以降、引き続き、保育の利用を希望する保護者に対しては、利用調整に当たっての優先度を上げることその他の3歳以降の円滑な継続利用に結び付けるために必要な措置

を講じることとする。

<市町村による調整について>

○ 小規模保育事業者と教育・保育施設設置者との間で調整し、設定することを基本とする。ただし、その調整が難航し、連携施設の設定が困難である場合、小規模保育事業からの求めに応じて、市町村が調整を行うこととする。

<連携のあり方について>

○ 小規模保育と教育・保育施設の連携については、主な連携方法である①保育内容の支援、②卒園後の受け皿ともに保育所又は幼稚園で対応するケースや、①は保育所、②は幼稚園となるケースもあり得ることから、必ずしも1:1の関係ではなく、1:複数、複数:1、複数:複数も認める。

○ また、小規模保育と連携施設の関係においては、特に経費が必要となったり、利用枠の設定などの形で確実な履行が担保されるべき

①保育内容の支援として、連携施設から給食の外部搬入を行う場合及び合同で嘱託医の健診を受ける場合

②卒園後の受け皿として、連携施設に小規模保育からの優先的な利用枠を設ける場合は、協定書等（契約書、覚書等）の締結を求める。

<連携施設に係る情報公表について>

○ 協定書等を締結した場合は、小規模保育、教育・保育施設、市町村のそれぞれにおいて、どこどこが連携関係にあるのか明示する（情報公表の対象事項）。

○ その他の場合においても、連携施設であることを明確にした上で、明示することを可能とする。

#### （6）利用定員の区分

##### ①C型の定員の取扱い

→グループ型小規模保育事業は、現在、最大でも15名（3グループ）までとされているが、C型については、規模の小さいものに限定することを含め、地域型保育事業の認可基準を整理する際に、実態を踏まえて更に検討する。

##### ②定員弾力化の取扱い

→小規模保育事業の利用定員の上限（19名）の範囲内であれば、認可基準を満たす前提で、認可・確認時において設定した定員を超えて弾力化することを認める方向で検討する。  
※離島、へき地など児童人口減少地域における定員は、弾力的に取り扱う方向で更に検討する。

※それ以外の地域においても、年度中の利用児童数の変動が比較的大きいと想定されるこ

とを踏まえて、更に検討する。

## 2. 幼保連携型認定こども園の認可基準について

第3回までの協議での意見をふまえ、事務局より『新規に幼保連携型認定こども園を設置する場合の基準』の追加・修正および『既存施設が移行する場合の特例』の資料が提示されました。

『既存施設が移行する場合の特例』の検討は、設備に関する項目について、現行の移行特例に定めるもののほか、保育所からの移行時には「独立した職員室を不要とするか」「運動場の設置を、代替地や屋上の利用を認めるか」という点が検討の視点として挙げられました。

### 全保協佐藤副会長の発言内容

- 園長等の資格について、原則として「教諭免許状及び保育士資格を有し」という対応方針が妥当かもしれないが、現行の施設長制度と同等の資質を有する者を認めることの方角性が示されたことは評価できる。ただし、同等の資質とする内容について、例えば、施設の管理・マネジメント等も含めた園長要件を、継続して検討することも必要ではないか。あわせて、両方の免許・資格の保有が園長として十分で不可欠なものなのかも、継続して検討いただければと思う。
- その他の職員の配置では、養護教諭は看護師を含み、栄養教諭は栄養士を含むという取扱いが、現実的であり、また対応できるものと考えている。
- 教育時間・保育時間について、原則 11 時間の開所時間とすることは望ましいと考えるので、それが実現できる十分な積算根拠をもった公定価格を定めていただきたい。

### 【全保協が提出した意見書】

平成 25 年 8 月 29 日

#### 子ども・子育て会議基準検討部会 論点への意見

社会福祉法人 全国社会福祉協議会  
全国保育協議会 会長 万田 康  
全国保育士会 会長 上村 初美

### I 幼保連携型認定こども園の認可基準について

#### 1. 学級編制・職員

##### (1) 園長等の資格

現行の保育所から新幼保連携型に移行する場合、現行の施設長と同様の資質（2年以上の経験、研修受講等）を求めることにより質の担保をはかることで、社会福祉事業たる保育への見識を有し、また施設運営全体のマネジメント能力（経営管理・人事管理 等）



を有する施設長を認められるようにしていくべきです。

ただし、現行の保育制度において、明確な施設長要件が定められていないことについて、要件の整理を併せて行う必要があります。

## (2) その他の職員の配置（認定こども園法で規定されている事項以外）

3歳未満児の受け入れをする場合、調理員の配置について保育所と同様の基準を位置づけることが必要です。

また、要配慮児童へ対応する職員の資格として、養護教諭には「看護師」が、栄養教諭には「栄養士」が認められるよう定めるべきです。

## 2. 運営及び設備

### (1) 食事の提供

保育の必要性有無の異なる子どもが同時に利用することから、給食が提供される子どもと弁当利用をする子どもと一緒に食事をするのが想定されます。1号認定子どもへも、食育の視点から給食の提供へ統一すべきです。

3歳以上の給食外部搬入は、構造改革特区として例外的に行った上で一般化された経緯がありました。「保育所保育指針」や、その上位にある「食育基本法」の理念に鑑みれば、全ての年齢において自園調理による給食を提供することが、本来のあるべき姿です。

### (2) 保健安全関係（臨時休業・出席停止）

感染症等が発生した場合に、保育を必要とする子どもを預かる観点から、休業せずに開所することが必要な場合もありますが、その際には園医と園長の判断をもって開所、受け入れができるようにする必要があります。その際、予め園の所在する地域の医師会から、必要な対応のもとで園での子どもの受け入れを行う旨、理解を得ておくことが必要です。また、臨時休業・出席停止の対応について、利用者に予め確実な周知が行われる必要があります。

子ども・子育て会議および子ども・子育て会議基準検討部会の資料については、下記の URL または「内閣府ホームページの少子化対策＞子ども・子育て支援新制度について＞子ども・子育て会議」からご覧いただくことができます。会議の動画も掲載されておりますので、併せてご参照ください。

[http://www8.cao.go.jp/shoushi/shinseido/kodomo\\_kosodate/index.html](http://www8.cao.go.jp/shoushi/shinseido/kodomo_kosodate/index.html)

## ◆平成 26 年度予算概算要求が示される◆

去る 9 月 6 日、厚生労働省は平成 26 年度予算の概算要求をまとめ、提示しました。一般会計の総額は 30 兆 5,620 億円で、平成 25 年度当初予算との比較では、年金や医

療などの社会保障費の自然増や新しい日本のための優先課題推進枠分の要望により 1兆 1,299 億円が増額となっています。これとは別に東日本大震災復興の経費として、1,167 億円を要求しました。

概算要求のポイントは、日本再興戦略の実現に向けて①雇用制度改革・人材力の強化を推進し、すべての人材が能力を高め、その能力を存分に発揮できる「全員参加の社会の実現」、②国民の健康寿命の延伸をめざし、予防サービスを充実しつつ、より質の高い医療・介護を提供する「健康長寿社会の実現」を 2 本柱としています。

平成 26 年度保育対策関係予算概算要求額は 493,694 百万円で平成 25 年度当初予との比較では、32,552 百万円の増額となっており、待機児童解消加速化プランに基づき、保育所などの受入児童数の拡大を図るとともに、保護者の働き方や地域の実情に応じた多様な保育を提供するため、延長保育、休日・夜間保育、病児・病後児保育などの充実を図る、としています。

なお、雇用均等・児童家庭局における予算概算要求の概要は、下記の URL または「厚生労働省ホームページ>政策について>予算および決算・税制の概要>予算>平成 26 年度厚生労働省所管概算要求関係>平成 26 年度各部局の概算要求>雇用均等・児童家庭局」からご参照ください。

<http://www.mhlw.go.jp/wp/yosan/yosan/14syokan/dl/04-08.pdf>

## ◆社会保障制度改革「プログラム法案」骨子が閣議決定される◆

平成 25 年 8 月 6 日にとりまとめられた社会保障制度改革国民会議報告書では、子ども・子育て支援新制度は、「すべての子どもたちの健やかな成長を保障することを主眼」と記されました。また、幼児教育・保育の量的拡大や質の向上、地域の子ども・子育て支援の充実などを進めるもの、とも示しています。なお、「子ども・子育て支援新制度に向けた財源確保の重要性はいうまでもない」として、消費税引上げを財源とする 0.7 兆円では足りず、附帯決議の 0.3 兆円超の確保の必要性を述べています。

一方、医療・介護については給付の重点化・効率化をすべきとし、また、社会福祉法人制度についても再編統合、法人間合併等の制度見直しの必要性を付記しました。

この報告書を受けて 8 月 21 日に、「社会保障制度改革推進法第 4 条の規定に基づく「法制上の措置」の骨子について」（プログラム法案骨子）が閣議決定されました。

法案骨子では、少子化対策について、社会保障制度を持続させていくためには、その基盤を維持するための少子化対策を総合的かつ着実に実施していく必要があることに鑑み、就労、結婚、妊娠、出産、育児等の各段階に応じた支援を切れ目なく行い、子育てに伴う喜びを実感できる社会を実現するため、子ども・子育て支援の量的拡充及び質の向上を図る観点並びに仕事と子育ての両立を図る観点から、次に掲げる措置

(待機児童解消加速化プランの実施に当たって必要となるものを含む)を着実に実施する、としています。

- ① 子どものための教育・保育給付及び地域子ども・子育て支援事業の実施のために必要な措置
- ② 保育緊急確保事業の実施のために必要な措置
- ③ 社会的養護の充実に当たり必要となる児童養護施設等における養育環境等の整備のために必要な措置

また、平成 27 年度以降の次世代育成支援対策推進法の延長について検討を加え、その結果に基づいて必要な措置を講ずる、としています。

財源の確保については、「これらの措置については、関連する法律の施行により増加する消費税及び地方消費税の収入並びに社会保障給付の重点化・効率化により必要な財源を確保しつつ行う」、とされており、今回の骨子で、強く位置づけられました。

政府は本骨子に基づき、社会保障制度改革推進法第 4 条の規定に基づく「法制上の措置」として、社会保障制度改革の全体像及び進め方を明らかにする法律案を速やかに策定し、次期国会冒頭に提出するとしています。

## ◆「児童虐待と向き合う地域社会をめざして」をテーマに 子ども・子育て全国フォーラムを開催！◆

～平成 25 年 10 月 22 日（火）全社協・灘尾ホールにおいて～

全国保育協議会をはじめとする児童福祉関係種別協議会は全国社会福祉協議会と共催で、子ども・子育て全国フォーラムを、来る 10 月 22 日（火）に全社協・灘尾ホールにおいて開催いたします。これは、例年、全国の子ども・子育て関係者が集い、今日的な課題について検討し、共通理解を図ることを目的にして開催しているものです。

今年度は、児童虐待にかかる相談件数が増加の一途をたどり、児童虐待が社会的な課題として喫緊の対応を図る必要がある中、「児童虐待と向き合う地域社会をめざして」をテーマに、すべての子どもに望ましい育ちが保障される子育て環境を作りあげるために、今、地域の中でなにをなすべきかについて意見を交換し、ともに考え合い、その方向性を見出していくためのフォーラムを開催します。

ぜひご参加をいただきますようお願い申し上げます。

1. 日 時：平成 25 年 10 月 22 日（火）10：30～15：40
2. 定 員：250 人
3. 参加対象：全国の児童福祉施設関係者や社会福祉協議会関係者等子ども家庭福祉を推進する機関・団体等関係者、民生委員・児童委員、マスコミ関係者、子ども・子育てに関心のある方等

4. 参加費：2,000円（資料代）

5. 会場：全社協・灘尾ホール（東京都千代田区霞が関 3-3-2 新霞が関ビル LB 階）

6. 内容

10：30 開会、あいさつ

10：40～12：10 【プログラムⅠ 基調講演】

「子ども家庭福祉の現状と課題」

講師：松原 康雄 氏（明治学院大学 教授）

12：10～13：00 昼食休憩（50分間）

13：00～15：30 【プログラムⅡ シンポジウム】

「今、求められる児童虐待への対応行動とは」

[シンポジスト]

都留 和光 氏（全国乳児福祉協議会 制度対策研究委員会委員／二葉乳児院施設長）

村松 幹子 氏（全国保育士会 副会長／たかくさ保育園園長）

岡本 聡子 氏（子育てひろば全国連絡協議会理事／特定非営利活動法人ふらっとスペース金剛 代表理事）

加藤 正仁 氏（全国児童発達支援協議会会長）

予定（全国民生委員児童委員連合会）

予定（全国社会福祉協議会 地域福祉推進委員会／沖縄県浦添市社会福祉協議会）

[コーディネーター]

松原 康雄 氏（明治学院大学 教授）

15：35～ 子ども・子育て全国フォーラム アピール

子ども・子育て関係者が今、地域の中で児童虐待への対応として、共通の方針を共有し、行動することを発信します。

15：40 閉会

7. 参加申し込み締切り：平成 25 年 10 月 4 日（金）

\*申込みは、全国保育協議会ホームページ＞新着情報から、申込用紙をダウンロードしてお申込みください。

# 全保協ニュース

〔協議員情報〕

全 国 保 育 協 議 会

TEL 03-3581-6503 FAX 03-3581-6509

ホームページアドレス [ <http://www.zenhokyo.gr.jp> ]

## ◆「教育職員免許法施行規則の一部を改正する省令等の公布及び施行について」が通知される◆

- ◎幼稚園教諭免許状の取得に関する特例制度、科目履修の募集が開始
- ◎幼稚園教諭免許状更新講習の受講に認可保育所の保育士が対象に

文部科学省は、去る8月8日付で、「教育職員免許法施行規則の一部を改正する省令等の公布及び施行について」を、都道府県知事、指定都市・中核市市長、都道府県・指定都市・中核市教育委員会、指定教員養成機関の長等に通知しました。

これは、平成24年8月に成立した「子ども・子育て関連3法」のうち「子ども・子育て支援法及び就学前の子どもに関する教育、保育等の総合的な提供の推進に関する法律の一部を改正する法律の施行に伴う関係法律の整備等に関する法律」の一部の施行期日を定める政令が、平成25年6月26日公布、同年7月1日に施行されるとともに、「教育職員免許法施行規則の一部を改正する省令」及び「免許状更新講習規則の一部を改正する省令」が、平成25年8月8日に公布、同日施行されたことを受けたものです。

「教育職員免許法施行規則の一部を改正する省令」により、新制度で創設された新たな「幼保連携型認定こども園」に配置される「保育教諭等(\*)」は、「幼稚園教諭免許状」と「保育士資格」を併有することを原則としている一方、新たな「幼保連携型認定こども園」への円滑な移行を進めるべく、制度の施行後5年間の特例期間において、保育士資格を有する者の実務経験を評価して、幼稚園免許状の取得要件を緩和するものです。

この特例制度にもとづき、幼稚園教諭の養成を行う認定課程をおく大学において、幼稚園教諭の免許取得に必要な単位を構成する講座や科目の開設と科目履修の受け

入れの募集が開始されています。(募集開始の大学名は3頁の〔別添13〕を参照)

また、「免許状更新講習規則の一部を改正する省令」で、これまで学校を設置する者が設置する保育所の保育士にのみ教員免許状更新講習の受講資格が認められていたものが、すべての認可保育所の保育士に拡大されました。通常、幼稚園免許状の有効期間は10年であり、有効期間の定められた期日内に免許状更新講習を受講し、必要な手続きを経たのち10年間分の更新がされます。

なお、新たな「幼保連携型認定こども園」制度の施行後5年間は、平成21年4月以前に取得した幼稚園教諭免許状所持者であって保育士の登録をしている者が、これまで更新講習修了確認を受けずに修了確認期限を経過し、その後に更新講習修了確認を受けていない場合についても、保育教諭等になることができる経過措置が設けられています。ただし、この規程により保育教諭になった場合は、5年間の経過措置期間が終了するまでに更新講習を受講し、更新講習修了確認を受ける必要があります。

\*「保育教諭等」：主幹保育教諭、指導保育教諭、保育教諭又は講師（保育教諭に準ずる職務に従事するものに限る）

**教育職員免許法施行規則の一部を改正する省令等（概要）**

**【別添6】**

**【目的】**

○ 保育士に対する幼稚園教諭免許の要件を緩和することにより、幼稚園免許・保育士資格の併有を促進するとともに、免許状更新講習の受講資格の拡充を図ることを通じ、新たな「幼保連携型認定こども園」への円滑な移行を促進する。

※認定こども園法の改正により、「学校及び児童福祉施設としての法的位置付けを持つ単一の施設」として、新たな「幼保連携型認定こども園」制度が創設（平成27年4月施行予定）

※「幼保連携型認定こども園」の「保育教諭」は、幼稚園免許と保育士資格の併有が原則



1. 新たな「幼保連携型認定こども園」制度の施行後5年後までは、保育士資格を有する者に対して、実務経験を評価して、幼稚園教諭免許状（一種及び二種）を取得するために必要な単位数の軽減を図る。 **【教育職員免許法施行規則附則の改正】**

**【保育士に対する幼稚園免許の特例】**

※幼稚園教員に対する保育士資格の特例については厚生労働省において措置。

免許状	基礎資格	保育士等としての実務経験	大学において修得することが必要な最低単位数
一種免許状	学士の学位を有すること及び保育士となる資格を有すること	3年 ※勤務時間の合計が4,320時間以上の場合に限る	8単位

二種免許状	保育士となる資格を有すること	3年 ※勤務時間の合計が4,320時間以上の場合に限る	8単位
-------	----------------	--------------------------------	-----

※1 保育士等としての実務経験は、「幼稚園（預かり保育）」、「保育所」、「認定こども園」、「認可外保育施設（一定の基準を満たすもの）」における実務経験に限る。

※2 単位の内訳は、①教職の意義等に関する科目2単位以上、②教育の基礎理論に関する科目2単位以上、③教育課程及び指導法に関する科目3単位以上、④生徒指導・教育相談及び進路指導等に関する科目1単位以上を修得するものとする。

2. 幼稚園教諭免許状を保有している保育所の保育士が、免許状更新講習を受講できるよう、受講資格を拡大する。 【免許状更新講習規則の改正】

**【現状の受講資格】**

- ・ 現職教員
- ・ 指導主事、社会教育主事等
- ・ 認定こども園に勤務する保育士
- ・ 幼稚園を設置する者が設置する認可保育所及び認可外保育所の保育士など



**【改正後の受講資格】**

- ・ 現職教員
- ・ 指導主事、社会教育主事等
- ・ 認定こども園に勤務する保育士
- ・ 認可保育所の保育士
- ・ 幼稚園を設置する者が設置する認可外保育所の保育士など

※ 認可保育所の保育士が「保育教諭」となる可能性を考慮。

**特例制度に基づく科目を開設予定の通信制大学**

【別添13】

※文部科学省調べ（平成25年7月現在）

（1）平成25年10月履修開始予定

都道府県	大学名	募集日程 (予定)	電話番号	URL
千葉県	聖徳大学	～ 10/31	047-365-1200	<a href="http://www.seitoku.jp/tk">http://www.seitoku.jp/tk</a>
千葉県	聖徳大学短期 大学部	～ 10/31	047-365-1200	<a href="http://www.seitoku.jp/tk">http://www.seitoku.jp/tk</a>
東京都	玉川大学	～ 10/18	042-739-8882	<a href="http://www.tamagawa.jp/correspondence/">http://www.tamagawa.jp/correspondence/</a>
東京都	東京未来大学	～ 10/2 <div style="border: 1px solid black; padding: 2px; display: inline-block;">(履修は11月頃から)</div>	03-5813-2530	<a href="http://www.tokyoumirai.ac.jp/corres">http://www.tokyoumirai.ac.jp/corres</a>
東京都	明星大学	～ 10/19	042-591-5115	<a href="http://www.meisei-u.ac.jp/dce">http://www.meisei-u.ac.jp/dce</a>
神奈川県	星槎大学	～ 10/31	045-979-0261	<a href="http://www.seisa.ac.jp/">http://www.seisa.ac.jp/</a>
兵庫県	近畿大学豊岡 短期大学	H25 8/1 ～ 11/30	0796-22-6400	<a href="http://www.kindai-toyooka.jp">http://www.kindai-toyooka.jp</a>

兵庫県	近大姫路大学	H25 8/1 ～ 11/30	079-247-7393	<a href="http://kindaihimeji-u.ac.jp">http://kindaihimeji-u.ac.jp</a>
岡山県	環太平洋大学	～ 10/18	086-908-0200	<a href="http://www.ipu-japan.ac.jp/">http://www.ipu-japan.ac.jp/</a>
福岡県	近畿大学九州 短期大学	～ 10/31	0948-22-3204	<a href="http://www.kjc.kindai.ac.jp/">http://www.kjc.kindai.ac.jp/</a>

※ 募集日程の欄で開始日が記載されていないものは、すでに募集が開始されている大学になります。

( 2 ) 平成26年4月履修開始予定

都道府県	大学名	募集日程 (予定)	電話番号	URL
宮城県	東北福祉大学	H26 1/6 ～ 4/19	022-233-2211	<a href="http://www.tfu.ac.jp/tushin">http://www.tfu.ac.jp/tushin</a>
東京都	創価大学	H26 2/1 ～ 4/上旬	042-691-3451	<a href="http://www.tukyo.net">http://www.tukyo.net</a>
東京都	帝京短期大学	H26 2/上旬 ～ 4/中旬	03-3377-4865	<a href="http://www.teikyo-jc.ac.jp/">http://www.teikyo-jc.ac.jp/</a>
東京都	日本女子大学	H26 3/上旬 ～ 3/下旬	03-5981-3213	<a href="http://www.jwu.ac.jp/ccde/">http://www.jwu.ac.jp/ccde/</a>
愛知県	日本福祉大学	H25 12/1～ H26 8/31	0569-87-2932	<a href="http://www.nfu.ne.jp">http://www.nfu.ne.jp</a>
京都府	佛教大学	H26 3/1 ～ 3/25 H26 4/1 ～ 4/15	075-491-0239	<a href="http://www.bunet.jp">http://www.bunet.jp</a>
—	放送大学	H25 12/1～ H26 2/28	043-276-5111	<a href="http://www.ouj.ac.jp">http://www.ouj.ac.jp</a>

※ 公益財団法人私立大学通信教育協会及び放送大学学園の協力により実施した調査結果です。

※ 各大学においては、1科目を2単位で開設している場合が多いため、8単位以上の履修が必要となる場合があります。

※ 詳細は各大学にお問い合わせください。

なお、「教育職員免許法施行規則の一部を改正する省令等の交付及び施行について」の詳細は、下記URLまたは、文部科学省ホームページ>政策・審議会 > 告示・通達 > 告示・通達(か行) > 教育職員免許法施行規則の一部を改正する省令等の公布及び施行について(通知)をご参照ください。

[http://www.mext.go.jp/b\\_menu/hakusho/nc/1338628.htm](http://www.mext.go.jp/b_menu/hakusho/nc/1338628.htm)



# 全保協ニュース

〔協議員情報〕

全 国 保 育 協 議 会

TEL 03-3581-6503 FAX 03-3581-6509

ホームページアドレス [ <http://www.zenhokyo.gr.jp> ]

## —今号の目次—

- ・国の「子ども・子育て会議」(第7回)が開催 ◎保育の必要性の認定、確認制度について、引き続き議論が行われる ◎保育の優先利用に保育士の子どもが対象に…………… 1
- ・国の「子ども・子育て会議基準検討部会」(第5回)が開催…………… 7

## ◆国の「子ども・子育て会議」(第7回)が開催◆

- ◎保育の必要性の認定、確認制度について、引き続き議論が行われる
- ◎保育の優先利用に保育士の子どもが対象に

去る10月3日、第7回の「子ども・子育て会議」が開催され、これまで議論を重ねている、(1) 保育の必要性の認定について、(2) 確認制度について、引き続き検討が行われました。

会議の冒頭、あらたらに内閣府副大臣の就任された、岡田宏氏より「10月1日安倍首相は、法律どおり平成26年4月に消費税率を8%に引き上げることを表明し、消費税により安定した財源が確保、そして、少子化対策や待機児童対策などを含む社会保障制度の維持、充実強化の方針を示した。政府としては、子ども・子育て支援新制度の本格施行に向けて取り組みを加速することとなる。委員のご一層の協力をお願いしたい。」旨のあいさつがありました。

また、無藤隆「子ども・子育て会議」会長より、保育の認定の必要性、確認制度に

については、これまで重ねての議論をしてきた。電子システムについては、本日の会議においておおむねの整理をしたいとの発言がありました。

#### 保育の必要性の認定について

新制度における「保育の必要性」の事由（案）

（保育の必要性の認定に係る「事由」については、これまでの議論をふまえた整理案）

○以下のいずれかの事由に該当すること

※同居の親族その他の者が当該児童を保育することができる場合、その優先度を調整することが可能

##### ①就労

- ・フルタイムのほか、パートタイム、夜間など基本的にすべての就労に対応（一時預かりで対応可能な極めて短時間の就労は除く）
- ・居宅内の労働（自営業、在宅勤務等）を含む。

##### ②妊娠、出産

##### ③保護者の疾病、障害

##### ④同居又は長期入院等している親族の介護・看護

- ・兄弟姉妹の小児慢性疾患に伴う看護など、同居又は長期入院・入所している親族の常時の介護、看護

##### ⑤災害復旧

##### ⑥求職活動（起業準備を含む）

##### ⑦就学（職業訓練校等における職業訓練を含む）

##### ⑧虐待やDVのおそれがあること

##### ⑨育児休業取得時に、既に保育を利用している子どもがいて継続利用が必要であること

##### ⑩その他、上記に類する状態として市町村が認める場合

**\*下線部分が、新たに追加された「保育の必要性」の事由**

#### 1. 就労以外の事由について

##### (1) 求職活動、就学等、その他市町村が定める事由の法令上の明記について

各市町村における取扱いの平準化や広域利用時の対応を考慮して、事由については、なるべく明記するとの対応方針が示されており、インターンやボランティアについては、その具体的な態様・期間などの状況に応じて、認定または一時預かり事業での対応と、柔軟対応を図ることの対応方針が示されました。

(2) 「虐待のおそれのあるケース」や「要支援家庭であるケース」を事由として追加するかについては、「児童虐待のおそれのあるケース」「DV（配偶者に対する暴力）のおそれのあるケース」など児童を取り巻く環境等に着目し、保育の必要性が認められるケースについても、事由として追加することを前提に、今回、次の

考え方が示された。

- ① 満3歳未満の障害児については、「就労」・「求職」等の事由により、保育の必要性の認定を受けた子どもに対する保育所、地域型保育事業等による保育の提供体制の確保を進める。
- ② 満3歳以上の障害児については、同じく保育の必要性の認定を受けた子ども又は教育標準時間認定を受けた子どもに対する認定こども園、幼稚園、保育所等による教育・保育の提供体制の確保を進める。

以上の2点を進めるにあたっての留意事項は、

- ① 「虐待のおそれ」のような、日中、子どもが家庭にいることが適当でないようなケースと「障害児」のケースとの事情の違いをふまえる。
- ② 子ども・子育て支援新制度と障害児支援施策との役割分担。
- ③ 保育所と障害児通所施設・事業の職員・設備・運営等に関する基準の違い。

(3) その他の事由として明記すべきものについて

保護者の育児休業の取得については休業開始前に既に保育所に入所していた子どもの継続入所については、次の2点が対方針（案）として示されました。

- ①保護者の希望や地域における保育の実情を踏まえること
- ②市町村が児童福祉の観点から必要と認めること

**【委員の主な意見】**

〔（ ）は、委員の発言後、「子ども・子育て会議」事務局より回答〕

- 利用にあたっては、DVや虐待の恐れがある場合など親が利用申請できないケースには、市町村が対応する必要がある。（⇒保育の利用については措置的対応をとることができる。）
- 障害児保育は、事由と応諾義務との関係において事業者の過度の負担とならないようにすべき。
- 障害児への対応については、新制度と児童に関する一般施策の並行利用できる仕組みについて検討いただきたい。
- 在宅の障害児や難病の子どもに対しても保育を届ける施策を検討いただきたい。
- 「保育の必要性」の事由は、市町村の今後の準備なども考慮し、家庭における子どもの状況を配慮することを前提に、この10項目で確定してもよいのではないか。
- 第2子、第3子の出産の妨げとならないよう、育児休業取得時の取り扱いに配慮いただきたい。
- 幼稚園の預かり保育について、親の就労の有無にかかわらず公平な支給をしていただきたい。

2. 「区分」、「保育必要量」について

(1) 「長時間」・「短時間」の区分について

就労以外に事由における、保育標準時間利用・保育短時間利用の区分設定の取り扱い

いは、次の2点について例示を基にした考え方が示されました。

- ① 親族の介護・看護においても、付き添いに必要な時間が人によって異なることから、区分を設けることを基本とする。
- ② 「妊娠、出産」、「災害復旧」、「虐待やDVのおそれがあること」などの事由は、区分を設けず、利用者負担も一律とすることとしてはどうか。

\* 「長時間」・「短時間」の区分については、全保協ニュースNo.13-5参照。

### 3. 「優先利用」について

「優先利用」の対象事項については、下記のとおりですが、それぞれの事項については、適用される子ども・保護者、状況、体制等が異なることが想定されるため、運用面の詳細を含め、実施主体である市町村において、それぞれ検討・運用することの対応方針案が示されました。

また、保育の量的拡大を支える保育士の人材確保の観点から、保育の利用を希望する保育士等の子どもを優先的利用の対象とする考え方が示されました。

#### 「優先利用」の対象事項（例示）

①ひとり親家庭

②生活保護世帯（就労による自立支援につながる場合等）

③生計中心者の失業により、就労の必要性が高い場合

④虐待やDVのおそれがある場合など、社会的養護が必要な場合

⑤子どもが障害を有する場合

⑥育児休業明け

例）・育児休業取得前に特定教育・保育施設等を利用しており、施設等の利用を再度希望する場合

・育児休業取得前に認可外保育施設等を利用しており、特定教育・保育施設、地域型保育事業の利用を希望する場合

・1歳時点まで育児休業を取得しており、復帰する場合

⑦兄弟姉妹（多胎児を含む）が同一の保育所等の利用を希望する場合

⑧小規模保育事業など地域型保育事業の卒園児童※連携施設に関する経過措置

⑨その他市町村が定める事由

※このほか、選考の際に、各世帯の経済状況（所得等）を考慮することも考えられる。

#### 【委員の主な意見】

- 保育士の子どもの優先利用については、明記することが必要。
- 保育士の子どもの優先利用は人材確保の視点から重要であるが、不平等とならないよう整理していただきたい。
- 対象となる保育士を保育所の保育士に限定せず、幅広く保育士と保育・子どもに関する仕事をしている人も対象となるよう検討いただきたい。

- 保育士の優先利用の考え方に、量的拡大だけではなく保育の質的向上の視点が必要。
- 労働の穴埋めではなく、離職せずに長期的に保育士として働き続けられる仕組みをつくる必要がある。
- 低所得者の優先利用について配慮が必要。

#### 4. 認定方法その他について

教育標準時間の認定方法について下記の対応方針案が示されました。

- ① 教育標準時間認定のみを希望する場合には、現行の幼稚園就園奨励費の事務を参考に、保護者が入園予定の施設（幼稚園、認定こども園）を通じて、市町村に認定申請を行い、支給認定証の交付を受ける仕組みを基本とする。（法律上は、市町村からの認定を受けた後で施設へ利用申込みすることが想定されているが、市町村及び利用者の事務負担軽減や現行の園児募集との整合性の観点から整理）
- ② 入園予定の施設の内定が得られず利用施設を探す場合や、年度途中で転入し入園予定の施設がすぐに決まらない場合などは、法律の想定どおりに保護者が市町村に直接認定申請を行う。
- ③ 施設への願書提出時点では入園予定の施設が特定されないため、入園内定がとれた時点以降に、入園予定の施設を通じて①の手続を行う。
- ④ 利用契約（内定、契約の締結など）、認定のそれぞれの時期や、施設経由の申請の法的位置付けなどについて、さらに検討が必要。

全保協から委員として会議に参加している佐藤秀樹副会長からは、保育の必要性の認定全体についてはおおむね評価するとの意見を表明するとともに、認定期間における職権変更について下記とおり発言しました。

満3歳未満の保育認定から満3歳以上の保育認定への切替は、法律上、市町村が職権で変更できる規定となっているが、3号認定こどもから2号認定子どもへの切替は、認定証明書の返納など手続きが煩雑となることから、2号認定から1号認定への切替に限るべきである。

#### 【委員の主な意見】

- 教育標準時間の認定については、手続きの簡素化、事務負担の権限を戻っていただきたい。
- 認定の前に施設使用の手続きをすることに懸念を抱く。
- 自治体の手続きについて事例を提示していただきたい。

無藤会長より、保育の必要性に認定について、下記のとおりまとめがなされました。

- 保育の必要性の事由、区分、優先利用の事項については、多少文言の修正はあるものの、大筋で確認された。保育認定の下限時間の設定、保育標準時間・保育短

時間との関係と用語の整理など課題もあるが、12月に事務局案を提示し議論をすすめたい。

- 障害児保育の認定のあり方、受け入れ態勢については、多角的な観点から検討をすすめる。
- 保育士の子どもの優先利用はおおむね賛同いただけた。地域性をふまえ児童福祉の観点から、当分の間、市町村がすべきことであり、保育士の子どもの優先利用について記載することが必要である。

#### 確認制度について

1. 利用定員の設定方法について、下記の対応方針（案）が示されました。
  - (1) 年齢と定員設定については、1号認定子どもは3-5歳、2号認定子どもは3-5歳、3号認定子どもは0歳と1・2歳とし、地域の実情等に応じてさらに細かい区分で設定することも可能とした。年齢別の受入れ数の利用者への情報提供を行う方向については運営基準の中でさらに検討する。
  - (2) 定員割れ、弾力化等の取り扱いでは、認可定員に対して実利用人員が過少である場合の利用定員の取扱いと、認可定員に対して実利用人員が過大である場合の利用定員の取扱いについては、公定価格の取り扱いと密接な関係があることから、基準検討部会において引き続き検討を行う。

#### 2. 情報公表について

情報項目の公表について、下記の3点について検討が行われました。

- (1) 「正規・非正規の別従事者数」について
  - ① 利用者の施設・事業の選択に当たり、「従事者の質」は極めて重要な判断材料であり、「正規・非正規別の従事者数」はその指標の1つと考えられるのではないか。
  - ② 一方で、事業者の職員の育成に対する姿勢は、「平均勤続年数」により概ね判断できるのではないか。
- (2) 「市町村に報告された重大な事故の記録」について
  - ① 「重大な事故の記録」を公表する趣旨として、1) 利用者の施設・事業の選択のための判断材料とするためか、2) 事故情報を集約、分析することで、新たな事故の未然防止を図るためか、整理が必要。
    - \* 同じく情報公表の仕組みを導入している介護保険制度においては、「重大な事故の記録」は、公表項目とされていない。
    - \* 消費者安全法など他制度においても、事業者が特定される情報の公表については、意見陳述の機会の付与など慎重な手続きを課している。
  - ② 「利用者による選択の判断材料」（上記①）であれば、個別施設・事業の情報公表制度の項目とすることになる。この場合、以下の点に留意が必要。
    - 1) 「教育・保育の提供」と「重大な事故」との因果関係が裁判等で争われている場合でも公表対象とするのか否か

- 2) 事故発生が経営問題に直結するため、乳児や障害・疾病がある子どもの受入れを避けることにつながるおそれはないか
  - 3) 「現在不適切な運営が行われている施設・事業か否か」という観点からは、「勧告に従わなかった旨の公表」「措置命令を受けた旨の公示」が重要な意味を持つのではないか
  - 4) 「新たな事故発生の未然防止」(上記②)であれば、本制度ではなく、別途事故情報の集約・分析・周知のための仕組みが必要。運営基準の議論の中で、市町村への報告義務との関係を含めて更に検討。
- (3) 「前年度の施設会計」について  
事業主体ごとに公表することについて、運営基準の中で引き続き検討。情報公表の在り方についても、この中で合わせて検討することとしてはどうか。

#### 【委員の主な意見】

〔( )は、委員の発言後、「子ども・子育て会議」事務局より回答〕

- 施設のバリアフリーやエコ、職員の健診の実施など、利用者にとって、クオリティを高める指標として考えていただきたい。
- 事故隠しをした場合などの罰則規定の考え方を整理していただきたい。(⇒報告義務を怠った場合は指導の対象とし、確認の取り消しの対象ともなる。)
- 保育士の経験年数など保護者の判断材料となる項目など公表項目・方法についてさらに検討が必要。

最後に、無藤「子ども・子育て会議」会長より、「利用定員の設定および情報の公表項目については、おおむね事務局案を整理していきたい。」とのまとめがありました。

### ◆国の子ども・子育て会議「基準検討部会」(第5回)が開催◆

去る9月20日、第5回の子ども・子育て会議「基準検討部会」が開催されました。会議冒頭 無藤部会長より、「先日、部会長および大日向雅美部会長代理にご一任いただいた小規模保育事業については、現在事務方において、小規模保育事業開始に必要な要綱を作成中と伺っている。その内容が固まり次第基準検討部会に情報提供させていただきます。」旨のあいさつがありました。

本部会では、(1) 幼保連携型認定こども園の認可基準について、(2) 地域型保育について、(3) 確認制度について、(4) 公定価格について議論が行われました。

全保協から委員として参画している佐藤秀樹副会長からは、下記の意見を表明しました。

- ① 幼保連携型認定こども園の認可基準における、職員の配置基準については、検討事項に「満3歳以上の学級編成に留意し、指導計画の策定や園内研修の時間の確保に留意する必要があるのではないか」と記述されているが、これは学級編成上の指導計画だけではなく、0・1・2歳も含めた、個別計画を作成しなければならない子どもたちの指導計画、個別計画を含めた、そういう意味での時間の確保を考慮すべきだと考える。
- ② 確認制度における、上乘せ徴収については、秋田委員や北條委員がおっしゃったように原則明らかにしていただくことが必要かと思う。

※秋田委員・北條委員発言趣旨

予め額や理由について、例えば、こういう方針だからこういう教材が必要で、その実費がいくら必要になるということを明示することが必要。

- ③ 評価の部分についても、秋田委員や北條委員が言われたようにすべての事業に求めていくべきであると思うが、より小さな地域型保育事業については、それを支えていく体制を整備・構築していくことが必要ではないかと考える。

※秋田委員・北條委員発言趣旨

教育・保育の質の向上という観点から、すべての教育・保育施設、地域型保育事業者に対して、努力義務ではなく、実施を求めるという方向性を検討していく。そのうえで第三者評価についても将来的に受審に努めるといような努力義務とし、質の向上に努める仕組みを作ることが必要ではないか。

- ④ 撤退時のルールについては、会計区分のことも考えて、現在、社会福祉法人に課せられているようなルールとその他の事業体のルールと整合性を持たせていくことが必要なのではないか。

\*以下、委員の主な意見を整理

幼保連携型認定こども園の認可基準について

1. 園長等の資格について

- 会計管理等のマネジメント能力や地域社会との連携できる人柄といったものについても施設長資格の要素として含んだ判断が求められると思う。
- 幼稚園教諭免許・保育士資格の両方を有するという案に賛成である。
- 「同等の資質を有する者」について、設置者の判断基準を明確にすべき。
- 両方の資格を有すること、現行においても同等の資格をとしていることから、案に賛成。

2. 職員配置基準（学級編成基準）について

- 新たな幼保連携型認定こども園では子育て支援が必須の機能とされているが、そ



のために職員を配置するという観点が抜けている。

- 学級編成基準は 30 人以下が望ましいが、大きな変更であるので長期的に考えていただきたい。満 3 歳以上の学級には専任の職員を配置しなければならないということについては、学校教育法に関わるので配置していただきたい。園内研修の時間を確保していただきたい。
- 現在でも 1・2 年生を 30 人学級で運営している自治体がある。幼稚園においても、1 学級 25 人を原則としている自治体もある。少人数化の方向に向かっていることを考慮して検討していただきたい。

### 3. 運動場等の設置、面積について

- 遊びの連続性の観点から、運動場は同一敷地内もしくは隣接地とすべき。代替地には賛成できない。しかし、もし認めることになるのであれば、現在の幼保連携型認定こども園の条件を満たすことが最低限必要である。
- 教育・保育を実現するための園庭というものを同一敷地内あるいは隣接地に置くということが大事ではないか。「園庭」という名称としてはどうか。
  - ・都会では同じ公園に複数の保育園の子どもたちが来て遊んでいるという状況がある。そこに在宅の子育て家庭も加わる。地域の様々な人たちが利用するので、行政が仲立ちするなどの調整が必要だと考える。

### 4. 食事の提供、調理室の設置について

- 2号認定・3号認定の子どもを対象とし、1号認定の子どもについては各施設の判断に任せること、原則調理室を設置した自園調理とするが、3歳以上児の外部搬入について、現行の保育所と同様とする方向は大変現実的である。
- お弁当にしたいというニーズはあまりないと思う。場合によっては宗教上の理由等で食べられないということも想定されるので、そうしたことに対応できる余地を作っておくべきであると考えます。
- 園の判断で柔軟に対応できるようにする必要があるのではないかと。3歳以上児が外部搬入、3歳未満児が自園調理ということも考えられるのではないかと。
- 偏食・アレルギー・食の細い子などへの対応のため、自園調理が必要だと考える。

### 5. 既存施設から幼保連携型認定こども園への移行における特例について

- 代替の運動場や面積基準など既存の幼稚園や保育所からの移行の特例が認められていることは現実的である。幼稚園については、調理施設の増設について、運動場の面積に影響が及ぶということに対して配慮してはどうかという提案について、幼保連携型認定こども園の新設の場合の要件を踏まえながら、安全を確保したうえで現実に即した一定の移行の緩和が現実的だと思う。
- 運動場や調理室の問題はすぐに解決できない課題であるため、現行の特例措置が引き継がれるようにしていただきたい。
- 満 3 歳以上児に対する食事については外部搬入を可能としてはどうかという点に

ついて、構造改革特区では取り入れられたものであるが、議論の過程を見てきた者として、保育への公的な費用が捻出できないなかで、保育園を増やすための苦肉の策として一部容認された外部搬入という取り組みは保育の質を下げることが分かっているながら導入されたものであった。また公立の保育所を運営している自治体が給食センターを活用したいという要望に応じるということが導入の入口であったと記憶している。どこでも外部搬入が可能になるという内容ではなかった。既存の施設が移行する場合のハードルとなるので緩和しようということは理解できるが、新設の施設に外部搬入を認めるということに違和感がある。

- 親が作ってくれたお弁当を食べることは子どもにとって非常に大きな喜びである。お弁当を子どもたちから取り上げるような施策にしないようにしていただきたい。
- 6. 資料1 参考「幼保連携型認定こども園の認可基準について」
  - 移行特例について、希望する者が移行するということであって、学校基準を満たすものが移行すれば良いのであって、移行の特例は必要ないと前回申しあげた。新たな幼保連携型認定こども園は機能としての一体化であって、施設の一体化ではなかったはず。新たな幼保連携型認定こども園は、全く新しい施設として位置付けられた。よって、全ての施設が新設なのであって、移行はあり得ない。論理矛盾である。とはいえ、真に質の低下を招かないような特例というものをそれぞれの地域によって必要な範囲内において検討するということはあって然るべきだと思う。原則は移行特例というものはあってはならないものだと思う。
  - 給食について、公費でしっかりみていただくならば構わないわけだが、とはいえ、弁当の持参を認めないということは、国民の普通の観点からいって、ずれているのではないか。食べるということは極めて重要なこと。したがってそれを保護者から一律に奪うということがなされて良いのか。
  - 28 ページ「3. 運営」 「(1) 平等取扱い、虐待、懲戒権濫用の禁止、秘密保持等」について、「性別」「障害」で差別してならないことを盛り込んでどうか。

#### 地域型保育について

- 事業所内保育については、安全に配慮し、現状を踏まえ可能な限り弾力的な運用ができるようにすべきであると考え。最低限、現行の雇用保険事業による助成対象施設が認可されるようにすべきであると考え。
- 居宅訪問型保育事業について、労働基準法をクリアする答えが見つからない。個人事業主であれば問題は無いと思うが、雇用の安定ということを考えると労働基準法を満たすべきだと考える。
- 居宅訪問型事業について、労働基準法に例外規定があり、警察官、消防所職員、その他、児童自立施設、乳児院、児童養護施設に勤務する職員で児童と起居を共にするは自由利用の原則は適用されない。この規定を援用することができないか。
- 家庭的保育事業について、質の確保の観点から、最低限、基礎研修と認定研修を受

けることが必要であろう。さらに研修できる場を広げていくことが必要。食事を提供することを考えると3人に1人では無理。補助者の配置が必要だと考える。

- 家庭的保育事業について、年度途中で退職する場合もあるので、年1回の研修では足りない。市町村での実施、ブロック単位での実施等受講できる機会を増やしてほしい。
- 3人に1人であるが、異年齢の子ども3人を一人で外遊びに連れて行くなどは困難。産休明け0歳児の保育は1対1位の保育を余儀なくされる。終日職員の複数体制が確保できるようにしていただきたい。
- 家庭的保育事業について、自身がかつて利用していたが、結果的にはとてもお世話になったのだが、その時は密室の中で孤立した保育であることが非常に心配であった。自治体が責任をもって巡回指導や定期的に研修を受けてもらうシステムが必要ではないか。
- 事業所内保育事業について、復帰すると決めた日に確実に復帰できるようにすることを目的としたもので、長く子どもを預ける場所ではない。小学校への接続を考えると地域の保育所に移行することが必要である。そうした観点で整理することが必要。

### (3) 確認制度について

- ・定員オーバーとなった際の選考について、障害のある子どもや低所得者の子どもなど、特別な支援が必要な子どもが優先される仕組みとすべき。(秋田委員)
  - ・上乗せ徴収について、低所得者の方々が、上乗せ徴収があることにより施設の利用を諦めてしまうことが無いような仕組みとすべき。(吉田委員)
  - ・以前、基本制度ワーキングで大分議論したが、福祉の事業をされている方から見れば、応諾義務や公定価格ということについては当たり前の話であり、なんら疑問は無いものと思うが、私学の立場では、応諾義務と公定価格については、そもそもそういったものに縛られる私学が存在するのかという疑問がある。私立学校の独自性を尊重する観点から、柔軟なものにしていただきたい。(北條委員)
  - ・確認制度について、上乗せ徴収については、秋田委員や北條委員がおっしゃったように原則明らかにしていただくことが必要かと思う。(※秋田委員・北條委員発言趣旨：予め額や理由について、例えば、こういう方針だからこういう教材が必要で、その実費がいくら必要になるということを明示することが必要。)
- 評価の部分についても、秋田委員や北條委員が言われたようにすべての事業に求めていくべきであると思うが、より小さな地域型保育事業については、それを支えていく体制を整備・構築していくことが必要ではないかと考える。(※秋田委員・北條委員発言趣旨：教育・保育の質の向上という観点から、すべての教育・保育施設、地域型保育事業者に対して、努力義務ではなく、実施を求めるという方向性を検討していく。そのうえで第三者評価についても将来的に受審に努めるというような努力義務とし、質の向上に努める仕組みを作ることが必要ではないか。)
- ・撤退時のルールについては、会計区分のことも考えて、現在、社会福祉法人に課せら

れているようなルールとその他の事業体のルールと整合性を持たせていくことが必要なのではないか。(佐藤委員 全国保育協議会)

・認可基準について議論しているときに発言の機会が無かったので、発言させていただきたい。

職員の配置基準については、検討事項の2のところ、満3歳以上の学級編成に留意し、指導計画の策定や園内研修の時間の確保に留意する必要があるのではないか」と記述されているが、これは学級編成上の指導計画だけではなく、0・1・2歳も含めた、個別計画を作成しなければならない子どもたちの指導計画、個別計画を含めた、そういう意味での時間の確保を考慮すべきだと考える。(佐藤委員 全国保育協議会)

・障害児保育の充実強化につながる意見が多く出されている。制度側には応諾義務が課せられているが、施設側の受け入れ体制がどこにも触れられていない状況。財源的には一般財源で対応するとしても、障害児への対応の基本的な基準については、国として何らかの方針を明記すべき。(坂崎委員)

・「事故発生の防止、発生時の対応」としか書かれていないが、重大事故実績の有無と詳細報告を整備し、利用者がインターネットを通じて見ることができる形にしていきたい。(駒崎委員)

#### 公定価格について

- 地方単独負担分を含めて、地域別にどの程度のコストがかかっているのか細かく整理したうえで、類型ごとに最終的に決定していくべきだと考える。経営実態調査資料については、自治体や事業主体毎の調査分析結果をご提示いただき検討していくべき。
- 次回是非ご説明いただきたいことが1点ある。資料4の1頁目の下の※印の部分に「私立保育所に対しては、委託費として支払う。」という文言がある。さらに下に※印に「基本構造は委託費も同様」とある。他の資料で、施設型給付を説明した部分で、やはり※印で、「私立保育所については、児童福祉法第24条により、市町村が保育の実施義務を担うことの措置として委託費を支弁する。」という書き方がされている。従来からこの部分が極めて疑問であった。どう考えてもこれが施設型給付の中にあるとは思えない。次回説明していただきたい。施設型給付は個人給付である。ところが委託費の方は個人給付ではない。基本構造が同じだとは言えないはずである。
- 公定価格はおそらく現行の保育所の価格をもとに設定されるだろうと想像しているが、現行の幼保連携型認定こども園の保育所部分の運営費について、抱える課題があるので、議論の材料としていただきたい。民改費の加算について、現行の幼保連携型認定こども園では、幼稚園部分の幼稚園教育に当たる職員については、実は民改費の経験年数には認められていないと思う。その結果、幼稚園の子ども達を何十年もみた職員が保育所の職員になったとしても、民改費の加算に入らない。公定価格の検討においてぜひこうした実態をご考慮いただきたい。

- 待機児童の解消ばかりに重点が置かれがちだが、弱い立場の子ども、特に社会的養護に関して予算がきちんと回るようにしていただきたい。家庭的養護に対して日本では予算が十分ではない。家庭的養護にきちんと配慮していただきたい。

子ども・子育て会議および子ども・子育て会議基準検討部会の資料については、下記の URL または「内閣府ホームページの少子化対策＞子ども・子育て支援新制度について＞子ども・子育て会議」からご覧いただくことができます。会議の動画も掲載されておりますので、併せてご参照ください。

[http://www8.cao.go.jp/shoushi/shinseido/kodomo\\_kosodate/index.html](http://www8.cao.go.jp/shoushi/shinseido/kodomo_kosodate/index.html)